

今後の安全に対する組織の 制度設計について

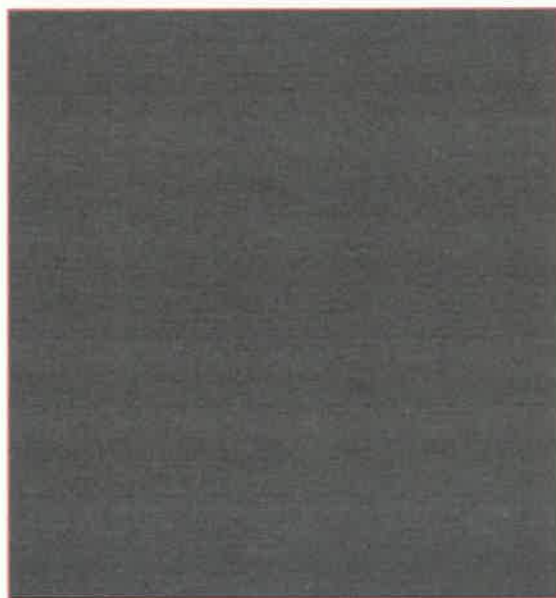
2024.11.22那須雪崩事故遺族

奥勝

刑事裁判一審の判決 2024.5.30

「雪崩という自然現象の特質を検討しても、相当に重い不注意による人災であった。」
として、3被告に禁錮2年の実刑判決が言い渡された。

2024年5月31日 下野新聞紙面



この刑事裁判での判決を受け、今後の安全に対する組織の制度設計について要望があります。

▶ 安全配慮義務違反を犯した教員の処分について

学校管理下で生徒や教員が過失事故により死亡した場合の処分規定は、2019年3月に改訂され、免職もあり得る規定が設けられました。しかし、発表の際に担当者が「この規定を設けたからといって、基準が厳しくなるわけではない」と説明したため、運用方法が不明確なままです。

今後、同様の事故が発生した場合にどのような処分を行うのか明確に示していただきたいと思います。

▶ 定年退職間近の教員の処遇について

安全上の責任を負っていたはずの大田原高校の校長（登山専門部部長兼任）や高体連会長などの教員は、事故直後に定年退職し、処分を受けることはありませんでした。

このように現在は、定年が近い教員には安全に対する責任が十分に求められていない状況ですが、制度の再検討が必要ではないでしょうか。

定年間近の教員にも安全に対する責任感を持たせるための制度設計を検討いただきたいと考えます。

▶ 栃木県高体連の管理・統制について

この事故後、講習会を主催した栃木県高体連が処分や賠償を行ったという話は一切耳にしていません。

安全に対する責任を負わない栃木県高体連に対して、栃木県教育委員会が今後どのように管理・統制を行っていくのか、明確な方針を示していただきたいと思います。

また、今後も大会や講習会の運営を高体連に任せるべきかについても、再検討が必要ではないかと感じています。

安全配慮義務違反を犯した教員の処分について

免職としている事案は、酒酔い運転による事故や児童生徒に対する猥褻行為など、故意、かつ、刑法に触れるもの等が対象（県教委説明）

2019年3月20日 下野新聞紙面

- 2017年3月 那須雪崩事故発生
- 2018年3月 那須雪崩事故に対する教諭および職員への処分発表
3教諭停職、8人指導などの内容

処分発表後、処分内容に不満を持つ一部遺族が、教職員への懲戒処分の基準の改正を要望し続けました。

- 2019年3月 懲戒処分の基準を一部改正
学校管理下での事故に対する処分規定を新設

「栃木県教職員の懲戒処分の基準」の一部改正について

（新設）

6 児童生徒に対する非違行為関係

(3) その他の学校事故

学校管理下において、過失により事故を発生させ、その結果児童生徒を死亡させ、又は心身に傷害を負わせた教職員は、**免職**、停職、減給又は戒告とする。

処分規定は改訂されましたが、基準は事故前と変わらず、たとえ刑事罰が科されるような過失事故であっても、停職処分にとどまる可能性が示唆されています。

今後は、安全への十分な配慮が欠けていたことが原因で起きた事故については、厳正に対処する必要があると考えます。処分判断においては、事故が故意であったかどうかだけでなく、十分な安全配慮がなされていたかも考慮されるべきです。

定年退職間近の教員の処遇について

● 2017年3月 那須雪崩事故発生

那須雪崩事故は年度末に発生し、**本来責任を負うべき関係者が、何の処分も受けることなく直後に定年退職しました。**
大田原高校校長兼登山専門部部長
栃木県高校体育連盟会長

● 2018年3月 那須雪崩事故に対する教諭および職員への処分発表 3教諭停職、8人指導などの内容

処分確定まで
約1年の歳月!?

那須雪崩事故では、関係者の処分決定に約1年がかかり、**定年まで1年を切った教職員が、生徒や教員の生命を奪う重大事故を引き起こしても処分を免れる**という悪しき前例を作っていました。

今後、定年が近い教職員は安全に対する責任を負わなくなり、安全意識や緊張感が薄れてしまうのではないのでしょうか？

定年まで1年を切った教職員に対して、安全への緊張感を保つための措置、あるいは役職定年のように責任ある地位に就けない制度設計が必要だと考えます。

栃木県高体連の管理・統制について

● 2017年3月 那須雪崩事故発生

那須雪崩事故は年度末に発生し、本来責任を負うべき関係者が、何の処分も受けることなく直後に定年退職しました。
大田原高校校長兼登山専門部部长
栃木県高校体育連盟会長

● 2018年3月 那須雪崩事故に対する教諭および職員への処分発表 3教諭停職、8人指導などの内容

● 2023年6月 民事裁判にて県と高体連に賠償命令

栃木県高校体育連盟は、民事裁判で県と共同して賠償責任を負うよう判決を受けていますが、実質的に賠償にも参加せず、何ら責任を取っていません。

高体連は
処分対象外？

2023年6月29日 下野新聞紙面

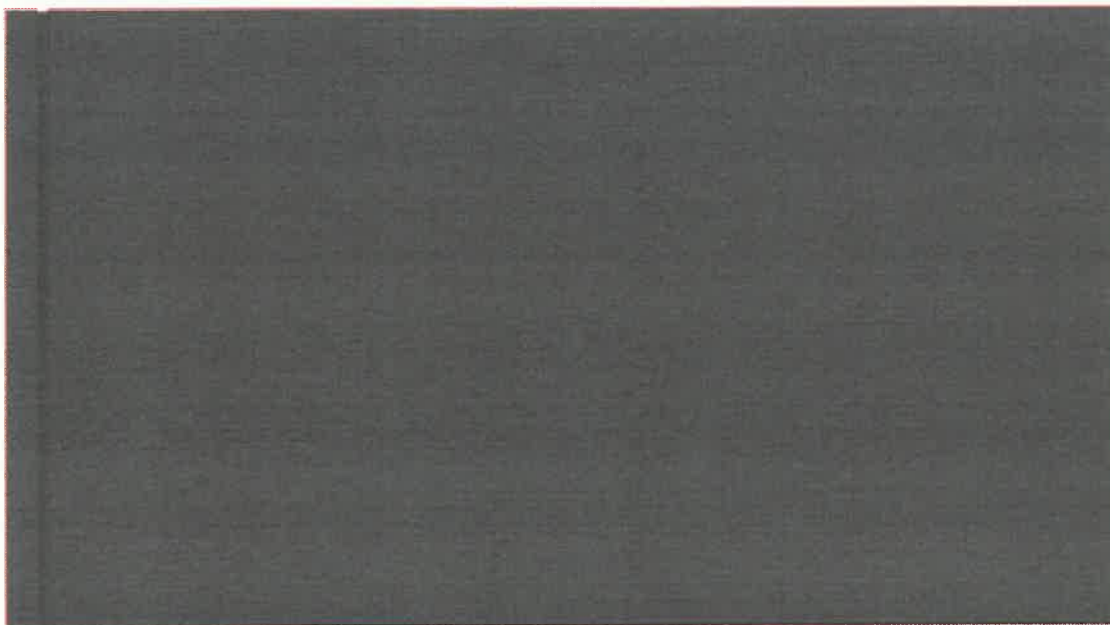
処分による管理や統制も機能しておらず、生徒や教員の安全に責任を負わない組織に、今後も大会や講習会の運営を任せてよいのでしょうか？

責任を負わない組織に対して、栃木県教育委員会がどのように管理・統制を行っていくのか、明確な方針を示していただきたいと思います。

栃木県高体連の管理・統制について

7 / 7

2023年7月20日 下野新聞紙面



那須雪崩事故を引き起こした講習会を主催した
栃木県高校体育連盟の会長（当時）

当時、栃木県高校体育連盟会長であった橋本氏は、那須雪崩事故に関して何の処分も受けず、賠償責任も負うことなく、その後、県サッカー協会会長といった要職に就任しました。就任時に事故をまるで自身の武勇伝のように語っています。

このことは、栃木県高校体育連盟会長が在職中に重大事故を起こしても、責任を問われることなく、退任後には関連団体で要職に就くことができるという現状を示しています。

今後、高体連会長に就任される方の安全に対する緊張感が緩んでしまうことを懸念いたします。